

議案第36号

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月6日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

山都町原地内に建設された木造応急仮設住宅が熊本県から無償譲渡されることに伴い、町が管理するために山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年山都町条例第137号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般住宅（第2条—第5条）

第3章 復興一般住宅（第6条—第9条）

第4章 雑則（第10条）

第1章 総則

第1条中「第135号）」の次に「及び山都町特定公共賃貸住宅条例（平成17年山都町条例第136号）」を、「いう。）」の次に「並びに熊本地震による被災者の住まい再構築を目的として木造仮設住宅の譲与を受け、一定の改修整備を実施した町営の住宅及び附帯施設（以下「復興一般住宅」という。）」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第2章 一般住宅

第2条中「別表」を「次の表」に改め、同条に次の表を加える。

| 一般住宅の名称 | 所在地 |
|---------|------------|
| 南田一般住宅 | 山都町南田156番3 |
| 和の杜団地 | 山都町須原497番 |
| 緑川団地 | 山都町緑川1522番 |
| 花上団地 | 山都町花上382番 |

| | |
|-------|---------------|
| 橋住宅 | 山都町橋1384番 |
| 東竹原住宅 | 山都町東竹原285番1 |
| 上ゲ住宅 | 山都町二瀬本1725番10 |

第3条の見出しを「（一般住宅の入居者資格）」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第4条中「前項」を「前条」に改める。

第5条の見出しを「（一般住宅の家賃の決定）」に改める。

第6条を第10条とする。

第5条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 復興一般住宅

（復興一般住宅の設置）

第6条 町に次の表に掲げる復興一般住宅を設置する。

| 復興一般住宅の名称 | 所在地 |
|-----------|-----------|
| 原団地 | 山都町原313番1 |

（復興一般住宅の入居者資格）

第7条 復興一般住宅に入居できる者は、次の条件を具備する者であつて、その者及び同居しようとする者がいずれも暴力団員でないものでなければならない。

- (1) 入居者及び同居者の収入が259,000円を超えないこと。
- (2) 本町に住所を有する者又は入居決定後に住所を移転することが明らかな者であること。
- (3) 現に住宅を必要としていることが明らかな者であること。
- (4) 地方税を滞納していない者であること。

（復興一般住宅の入居の決定）

第8条 町長は、前条の資格を有する者の中から公募により入居者を決定する。

（復興一般住宅の家賃の決定）

第9条 復興一般住宅の家賃は、入居者の収入及び復興一般住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で規則に定めるところにより、町長が定める。

第4章 雑則

別表を削る。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年山都町条例第137号)新旧対照表

| 現行 | 改正後 (案) | | | | | | | | |
|--|---|---------|-----|--------|------------|-------|-----------|------|------------|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、山都町営住宅条例(平成17年山都町条例第135号)_____ _____に掲げる住宅以 外の住宅で、町民に賃貸することを目的とする町営住宅及び附帯施設 (以下「一般住宅」という。) _____ _____の設置及び管 理に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(一般住宅の設置)</p> <p>第2条 町に別表_____ _____に掲げる一般住宅を設置する。</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 一般住宅(第2条・第5条)</p> <p>第3章 復興一般住宅(第6条・第9条)</p> <p>第4章 雑則(第10条)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、山都町営住宅条例(平成17年山都町条例第135号)及 び山都町特定公共賃貸住宅条例(平成17年山都町条例第136号)に掲げる 住宅以外の住宅で、町民に賃貸することを目的とする町営住宅及び附 帯施設(以下「一般住宅」という。)並びに熊本地震による被災者の住ま い再構築を目的として木造仮設住宅の譲与を受け、一定の改修整備を 実施した町営の住宅及び附帯施設(以下「復興一般住宅」という。)の設 置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 一般住宅</p> <p>(一般住宅の設置)</p> <p>第2条 町に次の表に掲げる一般住宅を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1166 315 1361 1189"> <thead> <tr> <th>一般住宅の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南田一般住宅</td> <td>山都町南田156番3</td> </tr> <tr> <td>和の杜団地</td> <td>山都町須原497番</td> </tr> <tr> <td>緑川団地</td> <td>山都町緑川1522番</td> </tr> </tbody> </table> | 一般住宅の名称 | 所在地 | 南田一般住宅 | 山都町南田156番3 | 和の杜団地 | 山都町須原497番 | 緑川団地 | 山都町緑川1522番 |
| 一般住宅の名称 | 所在地 | | | | | | | | |
| 南田一般住宅 | 山都町南田156番3 | | | | | | | | |
| 和の杜団地 | 山都町須原497番 | | | | | | | | |
| 緑川団地 | 山都町緑川1522番 | | | | | | | | |

| | |
|-------|---------------|
| 花上団地 | 山都町花上382番 |
| 橘住宅 | 山都町橘1384番 |
| 東竹原住宅 | 山都町東竹原285番1 |
| 上ゲ住宅 | 山都町二瀬本1725番10 |

(入居者資格)

第3条 一般住宅に入居できる者は、次の条件を具備する者であつて、その者及び同居しようとする親族がいずれも暴力団員でないものでなければならぬ。

(1) (略)

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。)があること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(入居の決定)

第4条 町長は、前項の資格を有する者の中から公募により入居者を決定する。

(家賃の決定)

第5条 (略)

第3章 復興一般住宅

(復興一般住宅の設置)

第6条 町に次の表に掲げる復興一般住宅を設置する。

(一般住宅の入居者資格)

第3条 一般住宅に入居できる者は、次の条件を具備する者であつて、その者及び同居しようとする親族がいずれも暴力団員でないものでなければならぬ。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(入居の決定)

第4条 町長は、前条の資格を有する者の中から公募により入居者を決定する。

(一般住宅の家賃の決定)

第5条 (略)

| | |
|-----------|-----------|
| 復興一般住宅の名称 | 所在地 |
| 原団地 | 山都町原313番1 |

(復興一般住宅の入居者資格)

第7条 復興一般住宅に入居できる者は、次の条件を具備する者であつて、その者及び同居しようとする者がいずれも暴力団員でないものでなければならぬ。

- (1) 入居者及び同居者の収入が259,000円を超えないこと。
- (2) 本町に住所を有する者又は入居決定後に住所を移転することが明らかかな者であること。
- (3) 現に住宅を必要としていないことが明らかかな者であること。
- (4) 地方税を滞納していない者であること。

(復興一般住宅の入居の決定)

第8条 町長は、前条の資格を有する者の中から公募により入居者を決定する。

(復興一般住宅の家賃の決定)

第9条 復興一般住宅の家賃は、入居者の収入及び復興一般住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で規則に定めるところにより、町長が定める。

第4章 雑則

(準用)

第10条 (略)

(準用)

第6条 (略)

別表(第2条関係)

| 一般住宅の名称 | 所在地 |
|---------|---------------|
| 南田一般住宅 | 山都町南田156-3 |
| 和の柱団地 | 山都町須原497 |
| 緑川団地 | 山都町緑川1522 |
| 花上住宅 | 山都町花上382 |
| 橘住宅 | 山都町橘1384 |
| 東竹原住宅 | 山都町東竹原285-1 |
| 上ゲ住宅 | 山都町二瀬本1725-10 |